

所得税・消費税の確定申告等について

○申告および納期限などについて

平成22年分の所得税の申告および納税は、2月16日(水)から3月15日(水)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、3月31日(水)までです。

給与所得者や年金受給者の還付申告は、2月15日(水)以前でも申告書を提出することができます。

○自書申告について

税務署では、ご自分で申告書などを作成して提出していただく「自書申告」を推進しています。

このため、申告会場（すばるホール会場）では、申告書の作成に当たりお分かりにならない点について、職員が助言させていただいております。なお、申告書の作成に当たっては、パソコンで行なっております。

お分かりにならない点がある場合には、関係書類や前年分の申告書の控えなどをご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。

なお、国税庁ウェブサイトでは「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

また、同コーナーで作成した申告書を印刷し（モノクロ印刷でも可）、税務署へ提出することができます。

申告時期は「にせ税理士」に十分ご注意ください。

○申告書の提出について

申告期限間際になりますと申告書の提出窓口は、たいへん混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので確定申告書は、自分で書いて早めに提出をお願いします。

提出の前には、記載事項や添付書類に漏れがないか、もう一度よくご確認ください。

作成した申告書は、郵便または信書便により提出することができます。

なお、郵便または信書便により提出した場合、確定申告書の控えが必

要な方は、複写により作成した申告書控え（複写式でないものについては、ボールペン等で記載）のほか返信用封筒（あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付）を同封の上、送付願います。

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。

申告書の記載内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

○申告書の提出について

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁のウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきを送付いたします。

○e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。

「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能となります。

また、「e-Tax」を利用して所得税の確定申告を行っていただきますと、
①最高5,000円の税額控除（注1）
②源泉徴収票等の提出省略（注2）
③税金の早期還付など書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利なものとなっております。

なお、国税庁ウェブサイトには「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

（注1）平成19・20・21年分で5,000円控除を受けた方は受けられません。

（注2）一定の要件があります。

e-Taxを利用するには・・・

①電子証明書などの準備

○e-Taxで申告などを行なう際には、申告等データに電子署名を行なうため、電子証明書を取得する必要があります。

○利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で

②利用者識別番号等の取得

e-Taxを使用するには、利用者識別番号などが必要です。初めてご利用になる場合は、開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。

③電子証明書等の登録（初期登録）

「e-Taxソフト」や「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書等を初期登録してください。

詳しくは、e-Taxウェブサイト <http://www.e-tax.nta.go.jp>、または国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

還付申告はお近くのサポートセンターへ

富田林税務署では、年金受給者や給与所得者で医療費控除、住宅ローン控除、中途退職者などで還付申告される方のための申告会場（サポートセンター）を開設します。（羽曳野市内での開設はございません。）

サポートセンターの開設時間は、10時から正午、13時から16時です。「確定申告の手引き」に基づいて申告書作成のアドバイスを行ないます。

| 会場名 | 開設時間 | 開設日 |
|-----------------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 河内長野市役所8階802会議室 (河内長野市原町1-1-1) | 10:00 ~ 12:00 | 2月8日(火)・9日(水)・10日(木)・14日(月)・15日(火) |
| | 13:00 ~ 16:00 | 1月26日(水)・27日(木)・28日(金)・31日(月)・2月1日(火) |
| 藤井寺市民総合会館別館中ホール (藤井寺市北岡1-2-8) | 13:00 ~ 16:00 | 1月26日(水)・27日(木)・28日(金)・31日(月)・2月1日(火) |

※上記会場は、近畿税理士会富田林支部のご協力をいただいで開催します。

（注）サポートセンターでは、譲渡所得・贈与税の相談は受け付けておりませんので、確定申告期間中に富田林市すばるホールまでお越しください。

個人の市・府民税（住民税）の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が変わります。

ご本人から羽曳野市への申告は原則不要となります。

平成11年から18年までに居住開始し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けている方で、所得税から住宅借入金等特別控除が引ききれず、平成20、21年度に、個人の市・府民税（住民税）の住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする場合、ご本人が毎年3月15日までに羽曳野市へ申告する必要がありましたが、地方税法の改正により、給与支払報告書（源泉徴収票）や確定申告書に記載された住宅借入金等特別控除に関連する項目（「居住開始年月日」や「住宅借入金等特別控除可能額」など）を基に、羽曳野市が住宅借入金等特別控除を計算することとされ、平成22年度以降、ご本人から羽曳野市への申告は原則不要となっております。

住宅借入金等特別控除に関連する項目の記載がもれている場合、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除は適用できませんので、ご注意ください。給与所得者の方で源泉徴収票に記載もれがある場合は、勤務先の給与担当者に訂正をご依頼ください。確定申告される方は提出前に記載もれがないかご確認ください。

（控除額の算出方法）

(A)、(B) いずれか小さいほうの額が個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除額です。

(A)

所得税における住宅借入金等特別控除可能額

住宅借入金等特別控除適用前の前年分の所得税額

(B) 前年分の所得税の課税総所得金額等の5%
(97,500円を限度)

また、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象は平成11年から18年までに居住開始の方に限られていましたが、地方税法の改正により、新たに平成21年から25年に居住開始の方のうち所得税から住宅借入金等特別控除を控除しきれない方につきましても、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象となります。

平成19年から平成20年までに居住開始の方につきましては、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。（所得税で一定の配慮がなされています。）

問合せ 税務課市民税担当（内線）1520、1530

償却資産（固定資産税）の申告はお早めに

事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

1月1日現在、羽曳野市内にこれらの償却資産を所有している法人および個人の方は、1月31日(月)までに申告書の提出をお願いします。

なお、休廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。

また、申告書が届かない時や初めて申告される場合は、申告書類を送付致しますのでご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税家屋担当
内線 1550・1551

市税催告コールセンターを市役所内に開設しています。

市税（市・府民税、固定資産税、軽自動車税）の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行っています。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行なっています。

○開設期間 3月31日(木)まで ※平成22年12月30日(木)～平成23年1月4日(火)までの市役所閉庁期間中は業務を行ないません。

○業務時間 [平日(月～金)] 9:00～17:30 [第2日曜日] 9:00～17:30
【1月9日(日)、2月13日(日)、3月13日(日)】

※土曜日、上記第2日以外の日曜日・祝日、市役所閉庁日は業務を行ないません。
振り込め詐欺など不審電話にご注意！！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求められることは一切ありません。
<不審と思われる電話にご注意ください。>

問合せ 税務課納税相談担当 内線 1440・1450

富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 1月25日(火)～3月15日(火)（土・日・祝を除く。2/20・2/27は開設）

開設時間 午前9時～午後5時

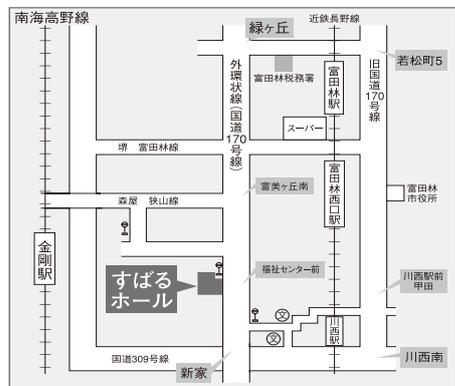
所在地 富田林市桜ヶ丘町2番8号

問合せ 富田林税務署 TEL0721-24-3281（代表）

※上記番号におかけいただく自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い操作してください。

なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けしていません。

交通 近鉄長野線川西駅から徒歩8分 南海小金台2丁目バス停から徒歩8分
近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車



- ・ 開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行ないます。
- ・ なお、上記開設期間以外（土・日・祝日等を除く）は、富田林税務署で相談を行ないます。
- ・ 「すばるホール」会場では、納税および納税証明書の発行は行なっておりません。

- ・ すばるホールの駐車場に限りがありますので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。
- ・ 会場の受付は、混雑状況により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
- ・ 確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行なうこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。